

益田市コミュニティ活動施設バリアフリー化等補助金 制度を創設しました！

益田市では、コミュニティ活動等を行う団体が、不特定多数の者が利用し、障がい者の利用が見込まれる市内の施設に対して実施する合理的配慮の提供※1に要した経費について、補助金を交付します。

■ 補助対象団体

市内で継続してコミュニティ活動等を行う団体(地域住民グループ、ボランティア団体、特定非営利活動法人等の非営利団体など)

※特定の期間、特定の方を対象とした活動は対象となりません。

■ 補助対象事業および補助金額

コミュニティ活動等を行う団体が、所有又は通年で管理する施設に対して実施する合理的配慮の提供で、次の①、②に該当する場合、要した費用の2分の1の額を補助します。

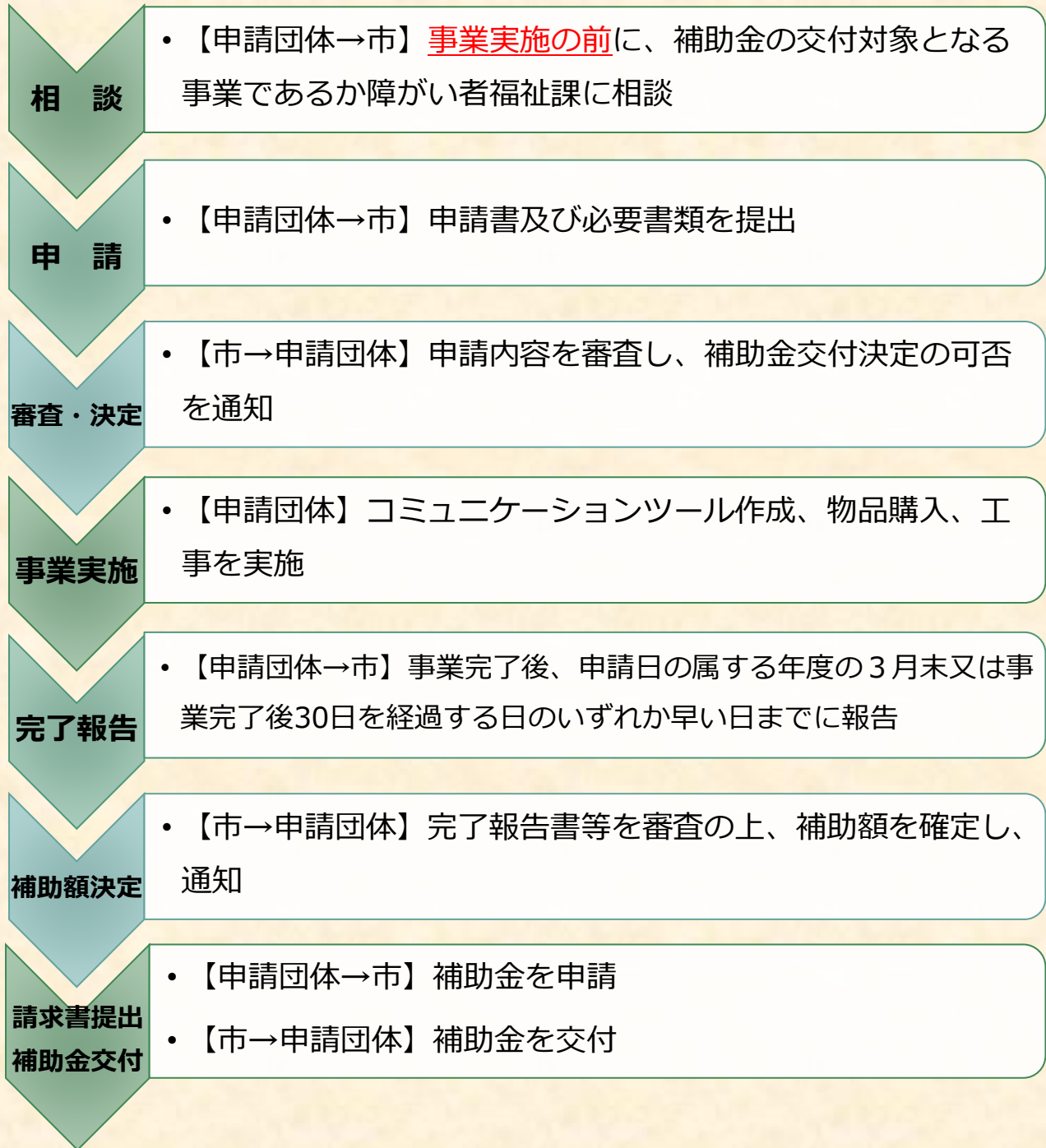
区 分	補助率	補助限度額
①コミュニケーションツール作成又は物品購入 (例)点字案内や音声チラシの作成 折り畳み式スロープ、滑り止めマットの購入など	2分の1 ※1,000円 未満切り捨て	10万円
②工事施工 (例)手すり、スロープの設置など		20万円

※一つの補助対象団体につき、上記区分それぞれについて、1回限りの申請となります。
なお、①と②は同時に申請することができます。

※1 合理的配慮の提供

障がいのある人から、社会の中にあるバリア(障壁)を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示されたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこと。(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(「障害者差別解消法」)が改正され、令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます。)

■ 補助制度利用の流れ



■ 申請に必要な書類

申請書(様式第1号)のほか、次の書類を添えて申請してください。申請の際は、必ず**事前にご相談**ください。

①コミュニケーションツール作成又は物品購入

- | | |
|----------------------------|------------------|
| ア 対象経費の内容が分かるカタログ等又は仕様書の写し | イ 見積書の写し |
| ウ 複数の作成・購入の場合は内訳書(様式第2号) | エ その他市長が必要と認める書類 |

②工事施工

- | | | | |
|------------------|----------|-----------|----------|
| ア 工事計画書(様式第3号) | イ 見積書の写し | ウ 工事図面の写し | エ 施工前の写真 |
| オ その他市長が必要と認める書類 | | | |

【申請・お問い合わせ】

益田市福祉環境部 障がい者福祉課 電話:0856-31-0251 FAX:0856-31-8120